宅地建物取引業法(3)

監督 • 罰則

〇×式確認問題

解答•解説

* 宅地建物取引業者A(甲県知事免許)が、乙県内に新たに支店を設置して宅地建物取引業を営んでいる場合において、免許換えの申請を怠っていることが判明したときは、Aは、甲県知事から業務停止処分を受けることがある。

免許換えを怠ったときは、免許取消処分である。業務停止処分ではすまない

- ∠ 乙県知事は、乙県の区域内における宅地建物取引業者A (甲県知事免許)の業務に関し、指示処分をした場合、その旨を甲県知事に通知する必要まではない。
- ※ 宅地建物取引業者A(甲県知事免許)が、乙県の区域内の業務に関し乙県知事から指示を受けた場合、甲県に備えられる<u>宅地建物取引業者名簿には、その指示の年月日は記</u>載されるが、その内容までは記載されない。

宅建業者名簿には、監督処分の年月日及びその内容まですべて記載される

宅地建物取引士が刑法第211条<u>(業務上過失傷害)</u>の罪を犯し、<u>罰金の刑</u>に処せられた場合、当該宅地建物取引士は、その登録を消除される。

業務上過失傷害の罪を犯して登録が消除されるのは、禁錮以上の刑のときである

- 宅地建物取引士としてすべき事務の禁止処分を受けたA(甲県知事登録)が、その処分期間中に、乙県内で重要事項の説明をした場合、Aは乙県知事から登録を消除される場合がある。事務の禁止処分に違反した場合に該当するので、登録は必ず消除されるが、登録の消除処分を行えるのは、登録権者である甲県知事のみであり、乙県知事から登録を消除させることはない。
- ★ 宅地建物取引士が、<u>重要事項の説明以外</u>において取引の関係者から請求があったにも関わらず、宅地建物取引士証を提示しなかったときは、その情状により、10万円以下の過料に処せられることがある。

宅建士証を提示しなかったことで10万円以下の過料に処せられるのは、重要事項の説明時のみである勘違いさせようとする表現に注意すること